

令和7・8年度 内子町競争入札参加資格審査申請書要領

令和7年度及び8年度に内子町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品・役務等について、請負契約に係る競争入札（見積りを含む。）に参加希望する方は、下記の要領により入札参加資格審査の申請を行ってください。

★重要★

申請方法がWEBサイトからの申請（電子申請）となります。

WEBサイトからの申請になりますので、添付書類はすべてデータ化していただく必要があります。

申請期間中にWEBサイトからの申請（電子申請）が完了しなかった場合は、令和7年4月以降による申請を受け付けいたしますが、「内子町競争入札参加資格」への登載は、原則として申請月の翌月以降となりますのでご注意ください。

共通事項について

○入札参加資格

次の要件に該当する方は入札に参加できません。

- （1）競争入札において当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- （2）地方自治法施行令第167条の4第2項各号の一に該当すると認められるものでその事実があった後2年を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者
- （3）建設業法第3条の規定による許可を受けていない者及び同法第27条の23第1項の規定による経営に関する事項の審査を受けていない者
- （4）営業に関し法律上必要とする資格を有しない者
- （5）経営状況が著しく不健全であると認められる者
- （6）国税及び市町村税（代表者個人に課税されたものを含む）を完納していない者
- （7）入札参加資格審査申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者

○参考

地方自治法施行令第167条の4第2項各号

- （1）契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （2）競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- （3）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （4）地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- （5）正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
- （6）前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

○資格審査結果の通知

資格審査申請書の内容を審査した後、資格を有すると認めた者について有資格業者名簿に登録し、内子町ホームページに掲載し公表します。この名簿の公表をもって結果通知に代えるものとします。

申請受付期間について

令和7年4月1日から

※電子申請サイトは申請受付期間中 24 時間利用可能

ただし、町へのお問い合わせに対応できる時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分（土、日、祝日を除く）の間とします。

※ メンテナンスのために 24 時間利用できないこともあります。

資格の有効期間について

令和9年3月31日まで

申請受付方法について

- ① 入札参加資格審査申請システム操作マニュアル（以下「操作マニュアル」という。）を熟読の上、電子申請するために必要な利用環境を事前にご準備ください。
- ② 初めてシステムを利用するには、操作マニュアルの手順に従って、申請用サイトから利用者登録の手続きを行ってください。
- ③ 「入札参加資格申請（Excel ファイル）」をダウンロードし、必要事項を事前に入力してください。
- ④ 「提出書類」に記載している書類の中で、該当するものをそろえてください。添付書類（紙及びデータ）をすべて PDF にしてください。（ほかの形式はアップロードできません。）
- ⑤ 「提出書類」は、本町の指定様式で作成する申請書等と、申請書に記載した内容を証明するための添付書類があり、法人・個人、町内・町外で必要な書類の内容が一部異なりますのでご注意ください。
- ⑥ 各証明書はいずれも証明年月日が提出日から 3 カ月以内のものに限ります。
- ⑦ 押印や朱書きした書類はカラーの PDF で添付してください。
- ⑧ 町内業者が申請する場合において、事務所・自宅にインターネット環境が整備されていない等電子申請が困難な場合は、事前に相談のうえ、紙での申請を認めます。この場合、申請書及び添付書類等は A4 版紙ファイルとし、「持参」により提出してください。

提出先及び問い合わせ先

〒795-0392 愛媛県喜多郡内子町平岡甲168 番地

内子町役場 建設デザイン課 管理係 電話 0893-44-6157（内線 677）